



中小企業災害復旧資金

災害救助法の適用を受けた市町村区域において、罹災したことにより事業活動に支障が生じている県内中小企業者に、早期の事業再開を行うために必要な資金を融資する制度です。

融資対象者

災害救助法の適用を受けた市町村区域において、事務所又は事業所が罹災した中小企業者で、市町村長等が発行する罹災証明書を受けた方

※ 知事が特に認める災害により被災し、罹災証明書を受けた方も対象となる場合があります。

融資条件

資金使途	設備資金・運転資金
融資限度額	1千万円以内
融資期間	10年以内（据置期間3年以内）
融資利率	<u>固定金利</u> 融資期間に応じて次のとおり。 融資期間 3年以内 年1.8%以内 3年超10年以内 年2.0%以内 ・ セーフティネット保証（1号～4号・6号）を利用する場合は、年0.1%引下げ
保証料率	経営状況に応じ年0.45～1.50%（9区分） セーフティネット保証を利用する場合は、年0.6%または年0.7% <u>※ 信用保証料は県が全額補給を行いますので、ご負担はありません。</u>
担保	原則として不要。ただし、不動産取得資金の場合は、原則として融資対象物件を担保に徴求します。
保証人	原則として法人における代表者を除き不要

取扱期間

令和7年3月26日から令和7年6月30日まで（原則として、資金取扱開始の日から3か月間）

申込手続

お近くの取扱金融機関にご相談のうえ、お申込みください。

＜取扱金融機関＞

普通銀行、信用金庫、㈱商工組合中央金庫、信用組合の県内各本支店

※ 融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査、岩手県信用保証協会の保証審査が必要となり、審査の結果ご希望に添えないこともございます。

お問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当

電話：019-629-5541 FAX：019-629-5549

Mail：AE0002@pref.iwate.jp

HP：岩手県公式ホームページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）から「制度融資」で検索